

## 登録証及び登録マークの使用にあたって守っていただく事項

### 1 一般事項

一般財団法人三重県環境保全事業団国際規格審査登録センター（以下、「ISC」という）によるマネジメントシステムの審査登録を受けた事業者は、ISCが定めた登録証及び登録マークと公益財団法人日本適合性認定協会（以下、「JAB」という）のJAB認定シンボルを使用することができます。また、登録を受けたことを文字で表記することもできます。

なお、使用等にあたっては以下のことを十分理解いただき、正しく使用されるようお願いいたします。

ISCは、組織がこの規定に違反した場合、是正処置の要求、JAB認定シンボル、登録マーク及び登録証の使用禁止、登録の一時停止、登録の取消し、清刷の返却、ホームページによる違反の公表又は法的処置等の適切な処置を行います。

なお、ロゴマークとは、JAB又はISCの規則のもとで発行される、法的に登録された商標をいい、JABは認定シンボル、ISCは登録マークの呼称で使用します。

年版の表示のない引用文書については、最新版を適用してください。

### 2 登録組織が登録されたマネジメントシステムをもつことの表明を製品の包装又は付帯情報に用いる場合の使用指針について

(1) 登録範囲内で、JAB認定シンボル、登録マーク及び登録情報を使用することができます。

ただし、使用に際し、商品の特性及び機能が保証されたと誤解をあたえる可能性のある表現、製品自体への登録マークの表示の使用は認めていません。

登録組織が登録されたマネジメントシステムをもつことの表明を製品の包装又は付帯情報に用いる場合には、製品、プロセス又はサービスが登録されていると受け取られるものでない範囲で使用できます。なお、製品の包装とは製品の分解をせず、損傷も与えずに除去することができるものをいい、付帯情報とは製品とは別途使用できるもの、又は簡単に取り外し可能なものをいいます。タイプラベルや識別プレートは製品の一部とみなすことができます。

この表明には、次の事項の引用を含まなければなりません。

a) 登録組織の名称（又は、組織を特定できるブランド名称など）

b) マネジメントシステムの種類（例えば、品質、環境）及びその適用規格

c) 証明書を発行した登録機関名

(2) ハードな製品、個別包装・容器充填された製品及び試験分析成績書等は、注釈文（製品が

IS09001 登録工場で製造されている及び/又はこれは製品に与えられたマークではない等の表記）が表記されていたとしても、IS014001、IS09001、認証取得、審査登録等の表記を含むシンボルまたはロゴ等の特定された形状を有するマークの使用はできません。

(3) ここでいうシンボルまたはロゴ等とは、認定機関シンボル、ISC登録マーク及び登録組織が独自に作成したシンボルまたはロゴ等が対象となります。

(4) 上記(3)項の対象物においては、不正確な、または誤解を招く内容でない限り、注釈文のみの表記は可能です。この場合でも、シンボルまたはロゴ等の使用はできません。

- (5) 製品輸送時の大箱（ダンボール製の外装等で、通常、最終ユーザの手に渡らないもの）等には、注釈文を同時に表記する場合のみ、シンボルまたはロゴ等の使用が可能となります。
- (6) 名刺および宣伝用パンフレット等にシンボルまたはロゴ等を使用する場合には注釈文は不要です。（ただし、ISC登録マーク使用の場合は登録番号の併記をお願いします。）

### 3 登録証及び登録マークの使用

- (1) 登録事業者は登録証及び登録マークを商取引、広告、宣伝、販売促進等の目的で使用することができます。ただし、製品自体が登録を受けたかのような誤解を避けるため、登録マークを製品やその近くに表示することはできません。
- (2) 登録証の管理については次の事項の順守をお願いします。
- ①登録証等は登録の有効性を証明する証明書ですので、汚損、紛失のないよう管理してください。
  - ②登録証は、登録証の本証、附属書が該当します。
  - ③附属書は本証と対で証明書を構成するものです。
  - ④登録証の所有権はISCに帰属します。
  - ⑤登録証等の掲示、コピー、電子データなどの使用につきましては、第三者認証制度の信頼性の観点から、世間一般に誤解を招くような使用は避けてください。
  - ⑥コピーは鮮明にし、原本の写しであることを明確にするため、また、誤解を招く使用を防止するため、「COPY」「複写」といった表示をしてください。
  - ⑦登録証をコピーし使用する場合、顧客に登録証のコピーを提出する際には、配布先及び／又は提出先、枚数及び配布日及び／提出日を管理してください。
  - ⑧登録証等を掲示する場合は、附属書を対で登録組織の管理下のもと、屋内かつ見やすい場所に掲示してください。また、コピーを掲示する場合も同様に掲示してください。
  - ⑨登録証の画像データの使用（会社案内やウェブサイトへの掲載）については、記載内容が判読できる解像度で掲載してください。
  - ⑩ウェブサイトへの掲載をする場合は、例えばPDF化し編集・印刷不可にするなど、第三者による不正使用防止策を講じてください。
  - ⑪認証登録解除（登録抹消）、認証期限切れ、認証一時停止、認証取消しの際には掲載を削除してください。
- (3) 登録マークは、登録証に記載された活動、製品及びサービスで特定される事業者の活動の範囲に関してのみ使用できます。その範囲外の活動等に対しても登録されているような誤解を招く使用はできません。
- (4) ○○工場で認証取得した場合の名刺への登録マークの使用については、対象組織外の人の名刺には使用できません。あくまで、登録範囲に所属する人の名刺のみ使用可能です。
- (5) 登録事業者が登録の停止を受けた場合あるいは取消しがあった場合、その間もしくはそれ以後登録マークを使用することはできません。

- (6) 登録マークを使用する際は、登録マークの下に必ずISCが指定する登録番号（ゴシック体、黒色とする）を付してください。（例：E001，Q001）
- (7) 登録マークの色は、基本色（EMSの場合DIC 643、QMSの場合DIC 579）の他、基本色の近似色、黒色、灰色、金色、銀色が使用できます。ただし、地色と明瞭に区別できる色を使用してください。
- (8) 登録マークの使用サイズに制限はありませんが、ISCの登録マークであることがわかることが必須の条件です。また、形状を加工したり、比率を変更したりすることはできません。お渡しする清刷を使用ください。

#### 4 具体的な表示例

登録マークの表示に関する具体的な事項を次に例示します。

##### (1) カタログ及びパンフレットへの表示

登録範囲の活動、製品またはサービスのカタログ及びパンフレット等に登録マークをご使用いただけます。対象外の活動、製品及びサービスを含めた総合カタログ及びパンフレット等は、登録マークの下に登録範囲の活動、製品及びサービスを明記してください。

##### (2) パッケージ等への表示

あたかも製品が登録を受けたように誤解されるおそれがあるため、使用できません。

##### (3) 名刺への表示

登録された活動等の範囲の業務に従事される方のみ使用できます。その他の業務従事者は使用できません。

##### (4) 共用品への表示

登録事業者でご使用になる封筒、送付状、レポート用紙等に使用できます。なお、登録範囲が限定される場合、必ずその表示をしてください。

##### (5) 会社名表示板及び看板等への表示

登録事業者の看板、表示板等に表示することができます。なお、登録範囲以外の事業所には表示できません。また、登録範囲が限定される場合、必ずその表示をしてください。

## 5 登録マーク及び登録番号

### (1) 環境マネジメントシステムに関する登録マーク

ISCの登録マークは次のとおりです。登録マークの下には必ずISCの登録番号を付けてください。



**E\*\*\***

登録マークの基本色は緑色（DIC 643 またはその近似色）、登録番号は黒（ゴシック体）とする。

### (2) 品質マネジメントシステムに関する登録マーク

ISCの登録マークは次のとおりです。登録マークの下には必ずISCの登録番号を付けてください。



**Q\*\*\***

登録マークの基本色は紺色（DIC 579 またはその近似色）、登録番号は黒（ゴシック体）とする。

### (3) 環境マネジメントシステム及び品質マネジメントシステムの両マネジメントシステムに関する登録マーク

上記（1）、（2）の他に次の方法で使用できます。



**Q\*\*\*、E\*\*\***

登録マークの基本色は緑色（DIC 643 またはその近似色）、登録番号は黒（ゴシック体）とする。登録マークの下には必ずISCのE及びQの登録番号を付けてください。

## 6 J A B認定シンボル

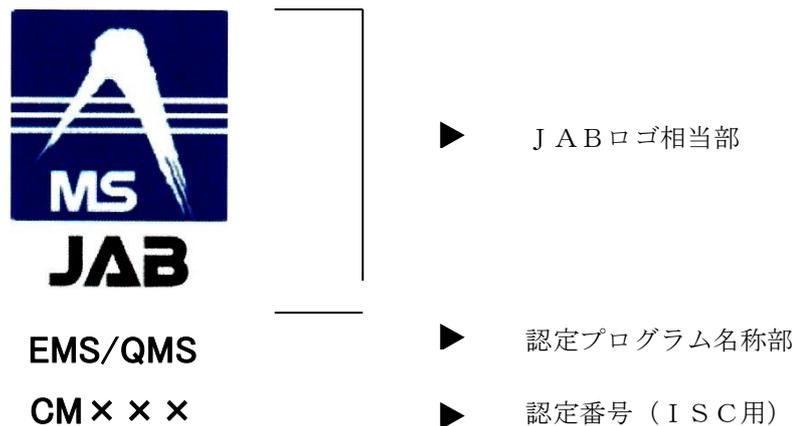
(1) 公益財団法人日本適合性認定協会（以下、J A Bという。）の認定シンボルを使用する場合は、「認定シンボル使用規則（J A B N410）」を順守してください。

I S Cは、初回登録時には、全ての登録事業者にJ A Bより提供された認定シンボルの清刷（印刷物用）を印画紙に印刷した写植をご提供します。但し、写植の清刷を電子的データに加工・編集し、ホームページ・その他電子的媒体に載せ替えないでください。

また、認定シンボルの電子的画像データ（印刷物表示用及びホームページ表示用）を用意していますので、ご希望の場合はお申し出ください。

(2) I S Cは認定プログラムを省略して使用しますが、J A B認定シンボルを使用する際は、認定シンボルの下に必ずJ A B認定番号（CM022）を付してください。

(3) シンボル部の基本色は、青色（印刷物上はマンセル 2.5 P B 3.5/10、大日本インキK K D I C 579、PANTONE 300C 又はその近似色、ウェブサイト上は、印刷物用マンセル値その他の色指定コードをR G B値へ変換した近似色）にしてください。サブカラーとして、黒色、灰色、金色及び銀色の表示可とし、図形の下の「J A B」の文字、認定番号部は黒にしてください。なお、認定シンボルは、地色との明瞭な対比をもたせて表示してください。



認定シンボルの構成



I S Cでの認定シンボルの表示例

- (4) 認定シンボルを縮小又は拡大して表示する場合は、縮小又は拡大後のシンボル部、ロゴ部及び認定プログラム名称部の比は与えられた清刷の比と同様として変更しないでください。
- (5) 認定シンボルを印刷物に使用する場合は、提供された印刷物用清刷の複製を使用し、ウェブサイトを使用する場合は、ウェブサイト表示用清刷の複製を使用してください。認定シンボルは、提供された清刷を必ず一体の状態で使用してください。また、清刷の保存形式及び解像度は、提供された状態を維持してください。

## 7 J A B 認定シンボルの使用

- (1) 登録事業者は J A B 認定シンボルを使用する場合、必ず I S C 登録マークと組合せた上で、以下の範囲で使用することができます。J A B 認定シンボルの単独使用は避けてください。
  - ①登録されたマネジメントシステムに関する説明書
  - ②宣伝用資料、封筒、レターヘッド、名刺等の印刷物
  - ③ウェブサイト等但し、J A B 認定シンボルは、当センターが J A B から認定を受けた範囲においてのみ使用可能です。範囲外の登録にあってはご使用にならないでください。なお、名刺に使用する場合は、登録対象範囲に従事する者のみが使用できます。J A B 認定シンボルは、I S C の登録マークとともに使用してください。
- (2) 説明書、宣伝用資料、封筒、レターヘッド、名刺等の印刷物及びウェブサイト等の作成を下請負業者に行わせる場合、I S C より提供された清刷の複製を使用し、6 項を遵守させた上で使用してください。また、この目的以外で他者に清刷又はその複製を提供はしないでください。なお、写植の清刷を提供した場合も 6 項を遵守させた上で使用させてください。
- (3) J A B 認定シンボルは、製品に対して使用しないこと、更に、登録事業者の製品が認定されているとの誤解を生じさせるような方法で J A B 認定シンボルを使用しないでください。
- (4) J A B 認定シンボルをウェブサイトに使用する場合は、登録マークが表示されているページと同一のページで使用してください。
- (5) J A B 認定シンボルと登録マーク等を共に使用する場合は、当該マーク等は認定シンボルと明らかに異なるよう識別できるものとしてください。また、登録マークと J A B 認定シンボルを近傍させて表示してください。

## 8 清刷の管理

- (1) 提供された認定シンボルの清刷の複製については、保護及び漏洩防止のため適切な管理を行ってください。
- (2) 6 項で示した各種印刷物・ウェブサイト等を作成している下請負業者に、当該清刷の複製を提供する場合、当該清刷の保護及び漏洩防止のために適切な管理を行うことを当該下請負業者

に要求してください。

- (3) 上記清刷の複製を提供した下請負業者の一覧を備えておいてください。なお、この一覧については登録事業者は、ISCよりの要求ある場合は提示してください。

## 9 文字による表示

登録マーク以外に登録を受けたことを文字のみで表示することもできます。なお、登録範囲が限定される場合、必ずその表示をしてください。

## 10 適用期間

認定シンボル及び登録マークは登録の有効期間内においてのみ使用することができます。

## 11 誤用があった場合の処置・公表

ISCは、登録事業者が登録証、認定シンボル及び登録マーク等の使用条件に違反した場合、是正処置、登録証及び登録マークの使用禁止、登録の一事停止、登録の取消し、ホームページによる違反の公表又は法的処置等の適切な処置を行います。

## 12 その他

登録事業者は、登録証、登録マーク及びJAB認定シンボルを使用した場合、又は登録に関する何らかの表明をした場合は、その記録（サンプル又はコピーを含む）を保管し、ISCによるサーベイランス、更新審査及び特別審査の際に、求めに応じて提示してください。

なお、登録マーク使用方法や登録表記について不明な点等がありましたら事前にISCにご相談ください。

以上